

霊園墓地の設置及び管理に関する条例施行規則(抜粋)

(設備等の使用の制限)

第7条 条例第5条に規定する墓地の使用について必要な制限又は条件については、別表第1のとおりとする。

別表第1

1 次の霊園における施設の高さは、次に掲げる範囲とする。

区分	盛土(m)	囲障(m)	墓碑(m)	納骨堂(m)	形象類(m)	その他工作物(m)	樹木(m)	測定基準点
瑞竜霊園 (規格墓地) 町屋霊園	—	—	2	—	2.2	1.8	1	使用墓地 前側の園 路面
瑞竜霊園 (自由墓地)	0.5	1.1	2.8	—	3	2.2	2	
玉造霊園	0.3	0.5	2	—	2	1.8	—	
松平第一霊園 松平第二霊園 松平第三霊園 天下野第一霊園 天下野第二霊園	—	—	2	2	—	2	1.5	

2 次の霊園における設備は、次に掲げる範囲とする。

区分	墓碑(個)	墓誌(個)	カロート(個)	線香台(個)	供物台(個)	塔婆立(個)	燈ろう(対)	花立(対)	置石(個)	物入(個)	その他工作物
瑞竜霊園 (規格墓地) 町屋霊園	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2個 以内
瑞竜霊園 (自由墓地)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	5個 以内
玉造霊園	1	1	1	2	1	1	1	2	1	1	2個 以内

3 里川霊園、徳田霊園、小妻霊園、小中霊園、大中第一霊園、大中第二霊園、大中寺入霊園、折橋霊園及び大菅霊園における碑石の形状、大きさは次の規格に準ずるものとする。

碑石の形状・大きさ

